

平成28年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成28年12月2日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 7 議案の補足説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 7 議案の補足説明
-

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳

15番 向 後 悦 世
17番 滑 川 公 英
19番 佐久間 茂 樹
21番 高 橋 利 彦

16番 景 山 岩三郎
18番 木 内 欽 市
20番 林 俊 介
22番 林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	茅 田 哲 雄	秘書広報課長	飯 島 茂
行 政 改 革 推 進 課 長	浪 川 昭	総 務 課 長	加 瀬 正 彦
企画政策課長	横 山 秀 喜	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣 巳
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	高 木 松 夫
健康管理課長	浪 川 勝 子	社会福祉課長	岩 井 正 和
子 育 て 支 援 課 長	大 矢 淳	高 齢 者 福 祉 課 長	宮 内 隆
商工観光課長	向 後 嘉 弘	農 水 産 課 長	宮 負 賢 治
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	川 口 裕 司
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	島 田 知 子
消 防 長	品 村 順 一	水 道 課 長	加 瀬 宏 之
庶 務 課 長	角 田 和 夫	学校教育課長	石 見 孝 男
生涯学習課長	高 木 昭 治	体育振興課長	加 瀬 英 志
監 査 委 員 事 務 局 長	高 安 一 範	農 業 委 員 会 事 務 局 長	相 澤 薫

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿 曾 博 通	事 務 局 次 長	花 澤 義 広
---------	---------	-----------	---------

開会 午前10時 0分

○議長（平野忠作） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（平野忠作） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成28年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（平野忠作） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（平野忠作） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名をいたします。

10番、伊藤保議員、11番、島田和雄議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（平野忠作） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの18日間といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平野忠作） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの18日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（平野忠作） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第12号までの12議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（平野忠作） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第12号までの12議案を一括上程いたします。

議案第 １号 平成２８年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 ２号 平成２８年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第 ３号 旭市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

- 議案第 4 号 旭市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（平野忠作） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成28年旭市議会第 4 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第 1 号は、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25億6,600万円を追加し、予算の総額を331億8,000万円とするものであります。

議案第 2 号は、平成28年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまし

て、歳入歳出それぞれ7,900万円を追加し、予算の総額を48億1,300万円とするものであります。

議案第3号は、旭市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてでありまして、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、新たに制定するものであります。

議案第4号は、旭市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市役所の位置を旭文化の杜公園内の一部に変更するに当たり、改正を行うものであります。

議案第5号は、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、生活保護法に準じて行う外国人に対する保護の措置に関する事務について個人番号の利用を可能とする等、所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも職員の給与改正に合わせ、所要の改正を行うものであります。

議案第9号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも所得税法等の一部改正及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第12号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、平成29年3月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

私は、宮本英一氏が適任であり再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、農業について申し上げます。

産業まつりについては、名称を「旭市産業まつり」として本年度から一本化し、11月13日に海上コミュニティ運動公園において開催いたしました。当日は、天候にも恵まれ大勢の方々にご来場いただき、ステージイベントや市内の農畜水産物をはじめ、商工業製品の展示販売などで楽しんでいただくことができました。

農業集落排水施設の維持管理については、江ヶ崎地区の県道旭笹川線に埋設されている農業集落排水管が老朽化により損傷が著しいため、延長780メートルのうち190メートルの区間の改修工事に着手いたしました。

残る区間につきましても、計画的に改修を進めてまいります。

農業用施設の災害復旧については、8月から9月にかけての台風で被災した農業用施設等の復旧に対する支援制度が国において創設されたため、10月末まで事業要望の受け付けを行った結果、9件の申請があり、現在、採択に向け事務を進めているところであります。

次に、観光について申し上げます。

千葉県観光商談会については、10月26日に都内で開催され、県内における観光資源の旅行商品化に向けた取り組みにおいて、船釣りや豚肉を使った食事に、温泉や景色を楽しむといった旭市の企画が3年連続最優秀賞を受賞し、大手旅行会社など62社に対しプロモーション活動を行いました。

また、千葉県アンテナショップが、11月19日から12月17日まで、都内丸の内の商業施設内において開設され、ちばの魅力を発見する市場として本市の加工品や特産品を販売するほか、明日3日と17日には市の専用ブースを設け、特産品の販売やPR活動を行ってまいります。

今後も、本市を訪れる観光客の誘致促進のための活動を積極的に進めてまいります。

スターライトファンタジーについては、12月4日から1月14日まで、海上公民館周辺を会場に開催されます。イルミネーションで飾られたオブジェが冬の旭を彩るほか、12月18日には抽選会などのイベントも行われる予定であり、昨年以上に市内外から大勢の方々が来場されることを期待しているところであります。

次に、道の駅について申し上げます。

道の駅「季楽里あさひ」については、昨年10月17日の開業以来、市内外から多くのお客様にご利用いただいております、1年間で116万人の方々に来場いただきました。

10月15日と16日には、1周年記念イベントを開催し、旭市出身の落語家桂竹千代さんのトークショーや、出荷者が持ち寄った農産物などを賞品にした大抽選会、さらに各出荷者部会

による無料配布やテント販売を行い、多くのお客様に喜んでいただきました。

今後も、旭市のみならず東総地区を代表する道の駅として、さまざまなイベントの開催はもちろん、施設の目的である情報発信や産業振興に努めてまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

第8回向太陽杯パークゴルフ大会については、10月27日と28日に、あさひ健康パークにおいて開催いたしました。県外及び市外の選手に市内選抜選手を加えた総勢180名による交流試合が、和やかな雰囲気の中で行われました。大会期間中は、出場者に旭市の食材や特産品を提供し、食の郷旭の魅力を発信いたしました。

千葉県民体育大会卓球競技会については、10月29日と30日の両日に、総合体育館を会場に開催され、32郡市、監督選手約800名が参加し、熱戦が繰り広げられました。

千葉県高等学校駅伝競走大会については、10月29日に東総運動場において開催され、男女112チームによる熱いレースが繰り広げられました。

なお、10月9日に東総運動場において予定しておりました第7回市民体育祭は、天候に恵まれず中止となりました。

次に、社会福祉について申し上げます。

低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金及び簡素な給付金については、11月29日までに3,909件、2,739万9,000円の給付を行ったところであります。

申請受け付けの期限は、2月3日となっておりますので、今後も適正な処理と申請漏れのないよう周知に努めてまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

鶴巻小学校と古城小学校の屋内運動場防災機能強化事業については、国の第2次補正予算成立に伴い、補助金の採択を受けましたので、今年度工事に着手いたします。

次に、生涯学習について申し上げます。

青少年意見発表大会については、11月27日、東総文化会館小ホールにおいて開催いたしました。小学生8名、中学生2名、高校生2名、一般から2名の総勢14名が参加し、その力強い主張は、集まった大勢の方々に感動を与えるとともに、青少年健全育成に対する関心を深めることができました。

また、午後からは、元プロ野球選手の木樽正明氏をお招きし、文化講演会を開催いたしました。木樽氏には、プロ野球での経験を生かし、スポーツを通じたまちづくりについて、興味深いお話をしていただき、大変有意義な講演となりました。

次に、文化振興について申し上げます。

あさひのまつりについては、9月25日に東総文化会館において開催いたしました。地域に伝わるお囃子や神楽などの継承団体8団体、185名の参加により、会場に響き渡る太鼓や笛の音色に大勢の観客から盛大な拍手が送られました。

市民文化祭については、10月29日から11月6日にかけて各地区、部門ごとに開催されました。市民の文化活動の成果が披露され、大勢の方々に楽しんでいただきました。

今後も市民の文化意識の高揚が図れるよう、幅広い文化事業を展開してまいります。

次に、交流事業について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業の収穫祭については、10月8日に開催いたしました。当日は、雨天となりましたが、市内外49家族、173名が参加し、芋掘りや餅つき体験、食育PRの紙芝居、地元長部地区の芸能保存会によるお囃子、旭市産の農畜産物が当たる抽選会などで交流を深めることができました。

沖縄交流事業については、中城村から児童18名が、11月17日から18日にかけて旭市を訪れました。

17日には、歓迎交流会が行われ、本市からは、児童20名が参加し、手作り名刺の交換会や子どもみこしによる交流などが行われました。また、18日には、干潟小学校にて全校児童とふれあい交流会があり、お互いの親睦を深めることができました。

次に、旭市イメージアップキャラクターあさピーについて申し上げます。

「ゆるキャラグランプリ2016」については、全国のゆるキャラやご当地キャラが登録し、インターネットにより投票を競う、いわゆるキャラクターの総選挙であり、7月22日から10月24日まで開催されました。

あさピーは、全国でのエントリー1,421のうち第178位、千葉県でのエントリー60のうち第5位という、昨年の全国314位、千葉県内17位を大きく上回る成績を上げることができました。

今後も引き続き、ゆるキャラグランプリをはじめ、さまざまなイベントに参加してあさピーの知名度を上げ、本市のPRに努めてまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道整備事業については、関係地権者のご協力により、一部工事に着手いたしました。引き続き関係地権者のご理解とご協力をいただき事業を進めてまいります。

次に、地区懇談会について申し上げます。

地区懇談会については、平成28年度の主な事業など市政の最新の動向について説明し、市民の皆様と直接話し合うため、10月20日から市内5か所で開催し、延べ508名の参加がありました。

今回は、9月に策定した旭市公共施設等総合管理計画の概要について説明いたしました。参加された皆様からは、津波避難道路や海岸堤防の嵩上げなど、復興事業の進捗状況をはじめ、消防団員の定数、夏期観光としての潮干狩りについてなど、合わせて60件のご意見や提案をいただきました。これらについては、内容を検討の上、市政に反映していきたいと考えております。

次に、防災対策整備事業について申し上げます。

海岸基盤整備については、千葉県により進められておりますが、河川開口部の工事については、予定する10か所のうち、飯岡地域の矢挿川開口部の工事に着手いたしました。

今後も、未整備箇所が早期着工されるよう県に要望してまいります。

次に、消防行政について申し上げます。

消防体制の強化については、消防署のはしご付消防自動車、干潟分署配備の消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車を更新いたしました。また、飯岡地域平松、干潟地域萬歳の消防庫の改築を行い、地元消防団への引き渡しを行ったところであります。

今後も、消防施設の計画的な整備、更新を進めてまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

第10次旭市交通安全計画については、旭市交通安全対策会議において、千葉県交通安全計画に基づき、本市における交通安全施策の指針として策定いたしました。この計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とし、人命尊重の理念のもと、総合的かつ長期的な交通安全施策を実施し、交通事故のない、安全で安心して、いきいきと暮らせる旭市の実現を目指して定めたものであります。

今後は、本計画に基づき、交通実態に即した交通安全対策に取り組んでまいります。

次に、行政改革について申し上げます。

公共施設等総合管理計画については、平成48年度までの20年間を計画期間とし、インフラ施設を含む公共施設全体の今後の整備方針等を示したもので、本年9月に策定したところであります。

今後は、本計画に基づき、より具体的な個別計画の策定を進めるとともに、市民の皆様に対し、本計画内容の周知に努め、将来に向けた公共施設等の適切な維持保全、施設のあり方

の検討や計画的な見直しを推進してまいります。

次に、旭市総合戦略について申し上げます。

旭市総合戦略評価委員会については、総合戦略における重点戦略の事業効果について意見を伺うために設置したもので、10月31日に会議を開催いたしました。この委員会は、市民の代表者で構成され、評価結果について、その概要を公表する予定であります。

今後も、評価委員会や市民の皆様からいただいた意見を踏まえ、人口減少と少子化に歯止めをかけるとともに、将来にわたって住みよいまちづくりにしっかりと取り組み、将来都市像である「郷土愛からつなぐ未来 ず〜っと 大好きなまち旭」を目指してまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野忠作） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第7 議案の補足説明

○議長（平野忠作） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、ご登壇願います。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ25億6,600万円を追加し、予算の総額を331億8,000万円とするものであります。

第2条の繰越明許費と第3条の地方債の補正につきましては、後ほどご説明いたします。

2ページから4ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略しまして、次に5ページをお願いいたします。

第2表は繰越明許費で、今回の補正予算におきまして、7事業を繰越明許費として設定す

るものです。

その理由であります、一番上の3款1項臨時福祉給付金給付事業は、国の補正予算に伴う事業であることから、繰越明許費として設定するものです。

次に、8款2項の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業と震災復興・津波避難道路整備事業は、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の工事完成が困難であると見込まれるためです。

9款1項のうち防災体制支援事業は、土砂災害ハザードマップ作成業務委託で、県の土砂災害警戒区域の指定が遅れており、年度内での工期が確保できないためです。また、津波避難施設整備事業は、築山の整備で関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内での工期が確保できないためです。

次の10款2項小学校大規模改造事業は、鶴巻小学校と古城小学校の体育館の防災機能強化工事で、国からの交付金の決定が11月となり、年度内での工期が確保できないためです。

一番下の海上公民館管理費は、指定避難所である海上公民館の特定天井改修工事で、設計業務に期間を要し、年度内での工期が確保できないためです。

次に、6ページをお願いいたします。

第3表は地方債補正の追加でありまして、一番上の小学校大規模改造事業は、今ほど繰越明許費の表で説明しました、小学校2校の体育館の防災機能強化工事に係るもので、今年度から学校教育施設等整備事業債の中に、交付税算入割合の高いつり天井等の補強工事の枠が新設されたことから、追加するものです。

次の社会教育施設改修事業は、これも繰越明許費で説明しました海上公民館の特定天井改修工事に係る起債を追加するものです。

一番下の社会体育施設改修事業は、総合体育館のメインアリーナ空調設備工事で、総合体育館が指定避難所として指定されたことにより、この工事が交付税算入割合の高い緊急防災・減災事業債の対象となることから、財源として予定しておりました地域振興基金の繰り入れを取りやめ、起債に変更するものです。

次に、7ページと8ページは歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括ですので、説明は省略しまして、9ページの歳入からご説明いたします。

なお、事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、9ページをお願いいたします。

13款 2 項 2 目民生費国庫補助金 2 億751万円の追加は、国の補正予算によるもので、説明欄 1 臨時福祉給付金等給付事務費補助金と説明欄 2 臨時福祉給付金給付事業費補助金は、いずれも消費税の引き上げに向けて前倒しで行う、低所得者向けの臨時福祉給付金の支給に係るものであります。

14款 2 項 2 目民生費県補助金495万3,000円の追加は、説明欄 1 保育士配置改善事業費補助金の新規計上によるものです。

4 目農林水産業費県補助金1,642万5,000円の追加は、説明欄 1 水田自給力向上対策事業補助金と説明欄 2 農地集積対策交付金を増額し、説明欄 3 飼料生産拡大整備支援事業費補助金を新規に計上するものです。

9 目災害復旧費県補助金1,731万3,000円は、説明欄 1 農業用施設災害復旧費補助金を新規に計上するものです。

17款 1 項 1 目介護保険事業特別会計繰入金1,495万3,000円の補正は、平成27年度介護保険事業特別会計繰出金の精算による返還分です。

10ページをお願いいたします。

2 項 5 目地域振興基金繰入金8,700万円の減は、総合体育館空調設備工事に係る財源の見直しにより、当初に予定した繰入額を全て減額するものです。

18款 1 項 1 目繰越金 1 億4,902万7,000円の追加は、留保していた繰越金の一部を、今回の補正財源として計上するものです。

19款 5 項 5 目雑入132万5,000円の追加は、説明欄 1 介護予防サービス計画費収入を利用者数の増加により増額するものです。

6 目清算金20億5,819万4,000円は、説明欄 1 総合事務組合退職手当負担金清算金（旭中央病院分）を新規に計上するもので、旭中央病院の地方独立行政法人移行に伴う千葉県市町村総合事務組合からの清算金です。

11ページをお願いいたします。

20款 1 項 5 目教育債 1 億8,330万円の追加は、先ほど第 3 表の地方債補正で説明したとおりであります。

以上で歳入の説明を終わりました、続いて歳出について説明いたします。

12ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目議会費87万円の追加は、説明欄 1 議員報酬の増で、人事院及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく、一般職の職員の給与改正に合わせて、議員の期末手当の支給率が

引き上げられるためであります。

2款1項1目一般管理費68万円の追加のうち、説明欄1 特別職給与費16万3,000円の増は、議員報酬と同様、特別職の期末手当を増額するものです。

なお、以下の各款に計上しております人件費の補正につきましては、人事院勧告等の趣旨に基づく職員の給与改正と人事異動や新陳代謝等に伴い、款ごとの人件費を組み替える中で必要最小限の補正を行うものでありますので、ここでの説明は省略いたしまして、後ほど給与費明細書の中でその概要を説明させていただきます。

続いて、2目人事管理費5,184万8,000円の追加は、旭中央病院の地方独立行政法人移行に伴う、千葉県市町村総合事務組合への退職手当負担金の増です。

13ページをお願いいたします。

10目地域振興費500万円の追加は、旭市への移住者の増加に伴う定住促進奨励金の増です。

12目諸費1億5,295万1,000円の追加は、国・県支出金の精算による返還金の増です。

14ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費2億751万円の追加は、臨時福祉給付金の支給に関する経費で、内容は住民税の非課税者に一律1万5,000円を支給するものです。なお、この事業は、国の補正予算に伴うものであるため、翌年度への繰り越しを前提としております。また、財源は全て国からの交付金となっております。

15ページをお願いいたします。

2項3目生活支援費132万5,000円の追加は、説明欄1 地域包括支援センター運営事業の増で、要支援者の大幅な増加に伴い、介護予防給付ケアプランの作成委託料を増額するものです。

4目介護保険費423万3,000円の追加のうち、説明欄2 介護保険事業特別会計繰出金315万5,000円の増は、地域支援事業費の増加に伴う一般会計からの繰出金の増によるものです。

16ページをお願いいたします。

3項6目保育所費のうち、説明欄2 保育士配置改善事業1,012万7,000円は新規の計上で、市内の民間保育所に対し、入所児童の処遇向上を図るため、定数を超えて配置される保育士の人件費に対して助成するものです。

17ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費のうち、説明欄2 旭中央病院負担金20億5,819万4,000円は新規の計上で、千葉県市町村総合事務組合から交付される旭中央病院の地方独立行政法人移行

に伴う退職手当負担金清算金をそのまま旭中央病院へ交付するものです。

6款1項3目農業振興費1,360万円の追加のうち、説明欄1 水田農業構造改革推進事業160万円の増は、飼料用米に係る県補助金が引き上げられたことなどに伴い、補助金を増額するものです。

説明欄2 地域農業経営再開復興支援事業1,200万円の増は、地域の中心となる経営体への農地集積の増加に伴い、農地集積協力金を増額するものです。

4目畜産振興費282万5,000円の追加は、説明欄1 飼料生産拡大整備支援事業の新規計上であり、畜産農家組合が耕作放棄地を活用して飼料作物を増産するための機械導入費の一部を補助するもので、全額県の負担で行うものです。

少し飛びまして、20ページをお願いいたします。

4項7目公民館費のうち、説明欄2 海上公民館管理費3,419万3,000円の増は、指定避難所である海上公民館ホールの特定期間の改修工事に係るもので、現在のホールの天井は、国が定める基準に適合していないこと、また避難所としての防災機能を強化するためにも早期改修が必要であることから、工事費と監理委託料を計上するものです。

21ページをお願いいたします。一番下になります。

11款2項2目農業用施設災害復旧費2,423万9,000円の補正は、平成28年8月から9月にかけて相次いで襲来した台風により被害を受けた農業用施設等の復旧等に係る費用の一部を補助するもので、補助率は、国が10分の3、県が10分の2、市が10分の2となっております。

次に、23ページをお願いいたします。

この表は、特別職の給与費明細書です。下のほうの比較欄をご覧ください。

長等の期末手当16万3,000円と議員の期末手当87万円の増は、歳出でも申し上げましたが、人事院勧告等の趣旨に基づく、一般職の職員の給与改正に合わせて、期末手当の年間支給率を0.1か月引き上げたことによる影響額です。

24ページをお願いいたします。

一般職の（1）総括の表になります。

今回の補正は、人事院勧告等の趣旨に基づく給料及び職員手当等の引き上げ改定と人事異動等による増減額を見込んだ結果、一部の項目において補正が必要となりましたが、人件費の総額としては、比較欄の合計のとおり、補正額は相殺されてゼロとなっております。

それでは、最後に28ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

今回の補正額として、表の一番下、右から2番目になりますが、1億8,330万円を増額することで、そのすぐ右側、平成28年度末現在高見込額は282億3,075万2,000円となるものです。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 宮内 隆 登壇）

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 議案第2号、平成28年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出の総額にそれぞれ7,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億1,300万円とするものでございます。

2ページと3ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページは、それぞれ事項別にした明細書の総括となっております。

詳しい内容につきましては、7ページ以降でご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

3款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金における548万6,000円の追加は、介護予防・日常生活支援総合事業として開始いたしました旭市独自の通所型介護サービス事業の利用者が、当初の見込みよりも増えたことから、支払基金からの交付金も増額が見込めるため、計上するものでございます。交付率は事業費の28%となります。

続きまして、4款県支出金、2項1目地域支援事業交付金における244万9,000円の追加は、3款の説明と同じく通所型介護サービス事業の利用者の増加に伴い、事業費の12.5%を計上するものでございます。

次の5款財産収入には、介護保険給付費準備基金の運用利息を計上いたしました。

続いて6款繰入金、1項2目地域支援事業繰入金における315万5,000円の追加は、3款での説明と同じく通所型介護サービス事業の利用者の増加により、事業費の12.5%を一般会計から繰り入れるものでございます。

8ページをお願いいたします。

7款の繰越金ですが、平成27年度決算に基づき6,789万8,000円を計上するものでございま

す。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費におきまして、1目説明欄1の居宅介護サービス給付費を2億3,987万2,000円減額し、同額をそのまま、2目説明欄1の地域密着型介護サービス給付費へ増額することにつきましてご説明いたします。

介護保険制度の改正によりまして、1事業所当たりの1日の利用定員が18人以下の通所介護サービスにつきましては、今年度から市町村が所管する地域密着型サービスに分類されることになり、支払科目を組み替えるものでございます。

続きまして、4款1項1目介護保険給付費準備基金積立金には1,418万3,000円を追加し、1,418万4,000円といたしました。これは基金運用利息と平成27年度の剰余金を積み立てるものでございます。

10ページをお願いいたします。

5款1項1目説明欄1通所型サービス事業における1,475万2,000円の追加は、介護予防・日常生活支援総合事業において、旭市独自の通所型介護サービス事業が、当初の見込みよりも159人分増えたことにより、計上するものでございます。

続きまして、2目説明欄1介護予防ケアマネジメント事業における626万4,000円の追加は、通所型介護サービスの利用者の増加に伴い、その方々に係るケアプランの作成が必要となったため、計上するものでございます。

11ページをお願いいたします。

5項1目説明欄1総合事業費審査支払手数料の17万1,000円の追加は、通所型介護サービスの利用者の増加に伴い、国保連合会の審査手数料を補正するものでございます。

6款1項2目償還金は、4,363万円を追加し、4,363万4,000円とするもので、平成27年度介護給付費負担金等の確定により、国・県及び市の精算分を返還するものでございます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第3号について、農業委員会事務局長、登壇してください。

（農業委員会事務局長 相澤 薫 登壇）

○農業委員会事務局長（相澤 薫） それでは、議案第3号、旭市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について補足説明申し上げます。

本議案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、本市の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定するものでございます。

条例の説明の前に、法律の主な改正内容についてご説明いたします。

1点目は、農業委員の選出方法の変更でございます。これまでの公選制が廃止され、市長が議会の同意を得て任命することとなりました。

2点目は、農地等の利用の最適化の推進、具体的には担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進を行うため、農地利用最適化推進委員が新設されました。

なお、推進委員につきましては、農業委員会が委嘱することとなります。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。

第1条は、趣旨を規定しております。農業委員会等に関する法律の規定に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めることを規定しております。

第2条は、農業委員の定数を17人と規定するものでございます。

第3条は、農地利用最適化推進委員の定数を20人と規定するものでございます。

次に、附則でございます。

附則第1項は、本条例の施行の日を公布の日からとし、現農業委員の任期の満了後に任命、または委嘱する農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員について適用することを規定したものでございます。

附則第2項は、新設される農地利用最適化推進委員の報酬月額を定めるため、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、農地利用最適化推進委員の報酬月額を3万2,000円とするものでございます。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 農業委員会事務局長の補足説明は終わりました。

議案第4号から第9号までについて、総務課長、登壇してください。

（総務課長 加瀬正彦 登壇）

○総務課長（加瀬正彦） それでは、議案第4号から第9号まで続けてご説明申し上げます。

まず、議案第4号です。旭市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

市役所本庁舎となります事務所の位置を旭文化の杜公園内の一部とするに当たって、市民の利便性、それから防災拠点としての機能性などを十分に踏まえたものでございます。

本庁舎の位置を変更するに当たりましては、地方自治法第4条第1項の規定に基づき、今回提案させていただくものでございます。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第5号です。旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の3ページをお願いいたします。

第1条の改正は、番号法の改正に伴う引用条項の整理となっております。

第3条の改正は、番号法やこの条例の規定により生活保護関係情報である特定個人情報を利用可能と定めている場合は、外国人に対する保護の措置に関する情報についても利用を可能とする旨定めるものでございます。

第4条の改正は、番号法の改正に伴う引用条項の整理となっております。

4ページをお願いいたします。

別表第1の改正は、個人番号の利用が可能な事務として、「生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの」、これを加えるものでございます。

別表第2の改正でございますが、4ページは文言の整理となっております。

5ページをお願いいたします。

外国人に対する保護の措置に関する事務を行うため、10ページまでに掲げる特定個人情報の利用が可能となるよう加えるものでございます。

なお、ここに掲げる特定個人情報につきましては、番号法で定める生活保護法による保護の実施等に関する事務において利用可能な特定個人情報に準じた内容となっております。

10ページをお願いいたします。

教育委員会の項を削る改正ですが、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務に関し、税情報、生活保護関係情報を利用できる旨、番号法が改正されましたので、条例から削除するものでございます。

11ページをお願いいたします。

別表第3は、市役所内部の他の機関へ特定個人情報の提供を可能とする旨の規定でございます。教育委員会が行う学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務に関し、市長に対し、税情報、生活保護関係情報の提供を求めることができる旨の規定は、

別表第2の改正と同様に削除いたしまして、これに代えて、市長が行う生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務に関して、教育委員会に対し、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報について提供を求めることが可能となるよう規定するものでございます。

最後に、この条例の施行期日であります、公布の日から施行するものとしますが、ただし、第1条及び第4条第1項の改正規定は、法附則第1条第5項に掲げる規定の施行の日、平成29年1月1日の予定となっておりますけれども、そこから施行するものでございます。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第6号から第9号までは、今回の人件費の改正に伴う各条例の改正になります。

議案第6号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、まず補足説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき改正する一般職の職員の給与改正に合わせて改正するものでございます。

第1条につきましては、平成28年12月期の期末手当の支給率を現行の100分の217.5から100分の227.5に改め、100分の10引き上げ、年間支給率を100分の420から100分の430にするものであります。

第2条では、平成29年度以降の期末手当の支給率を6月期においては100分の202.5から100分の207.5に改め、12月期においては100分の227.5から100分の225.5に改め、期末手当の年金支給率を100分の430とするものであります。

附則の第1項は、施行期日を定めるものです。

第2項は、第1項で定める施行期日が12月期の期末手当の基準日である12月1日を過ぎてしまうことから、本年12月期の期末手当の適用日を平成28年12月1日とするものです。

第3項は、本年12月期の期末手当について、支給日に改正前の率で支給したものを内払いとみなして、改正後の率との差額を後日支給できるようにするものであります。

続きまして、議案第7号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、それと議案第8号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての以上2議案につきましては、議案第6号と同様の趣旨で改定するものであります。

続きまして、議案第9号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

これも人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、職員の給与等を改正するものでございます。

改正条例の詳細は新旧対照表でご説明申し上げますが、まず改正条例の構成でございますが、関連する3条例を条ごとに改正することとしております。

第1条から第3条につきましては、一般職の職員の給与に関する条例の改正、第1条で平成28年度の改正、第2条で平成29年度の改正をしております、第3条につきましては、扶養手当に係る改正の部分で、平成30年度からの改正になります。

また、第4条、第5条、これは一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正になります。

第6条につきましては、水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正となっています。

それでは、各条ごとに改正内容を新旧対照表にてご説明申し上げます。

新旧対照表の18ページになります。

改正条例の第1条でございます。第10条扶養手当の項がございます。千葉県人事委員会の勧告で、扶養手当において子に係る部分で改正がございました。同条第2項中第2号で、子及び孫の部分について、子と孫を切り離す必要が生じたことから、第2号中の「及び孫」を削り、第3号で「孫に係る部分」を追加し、以降の項番号をずらして、同条第3項で配偶者については1万3,000円、子については7,000円で、配偶者がいない場合は1人について1万1,000円とし、その他の扶養親族については6,500円で、配偶者及び扶養親族である子がいなない場合は1人につき1万1,000円とするものでございます。

新旧対照表18ページの下の方になりますけれども、そこから21ページの中ほどまで、これは第11条の改正に係るもので、扶養親族の届け出について、第10条の改正に伴いそれぞれの文言を整理するもの。それから、21ページになります。27条第2項の改正がございます。これは平成28年12月期の期末勤勉手当の支給率を1号では一般職の職員を100分の80から100分の90とし、100分の10引き上げ、2号で再任用職員にあつては100分の37.5から100分の42.5とし、100分の5引き上げるものであります。これにより一般職の期末勤勉手当の年間支給率は100分の420から100分の430となり、再任用職員にあつては100分の220から100分の225となるものでございます。

次に、新旧対照表の22ページをお願いいたします。

附則第13項は、勤勉手当支給率の変更による55歳以上で7級職員の1.5%の給与減額に対応する勤勉手当支給枠の算出率の変更をするものであります。

別表1の給料表につきましては、県と同様に給料表を改正するもので、新旧対照表の32ページまで改正表が続いております。民間給与との格差を埋めるため、引き上げ改定を行うものとなっております。給料表全体の平均改定率は0.2%となります。

新旧対照表の33ページをお願いいたします。

改正条例第2条の内容となっております。

第10条扶養手当、第3項で配偶者については1万円、子については8,000円で、配偶者がいない場合は、1人について1万円とし、その他の扶養親族で配偶者及び扶養親族である子がいなかった場合は、1人につき9,000円とするものでございます。

新旧対照表の33ページから36ページまでになります。

16条時間外勤務手当、それから17条夜間勤務手当、第18条休日勤務手当の改正は、第19条で規定されている勤務1時間当たりの給与額について県と合わせ、同条第1項で給与の減額をする場合と、第2項で手当を支給する場合とで分けたため、第16条から第18条までそれぞれ第19条の2項を適用させるものとなっております。

新旧対照表の36ページになります。

第27条第2項の改正は、平成29年度以降の勤勉手当について改めるものでありまして、年間の支給率は変わりませんが、6月期、12月期とも100分の85に改め、再任用職員にあっては100分の40に改めるものでございます。

第30条給与の減額は、第19条の第1項を適用させるものとなっております。

新旧対照表の37ページになります。

附則第13項は、勤勉手当支給率の変更による55歳以上で7級職員の1.5%の給与減額に対応する勤勉手当支給枠の算出率の変更をするものとなっております。

次に、新旧対照表の38ページです。

第3条につきましては、第10条扶養手当、第3項で子以外の扶養親族について、1人につき6,500円、子については1万円とし、子で配偶者がいない場合の1人について1万円と、その他の扶養親族で配偶者及び扶養親族である子がいなかった場合の1人につき9,000円についてなくすものです。

第11条の改正については、扶養親族の届け出について、第10条の改正に伴い、それぞれ文

言の整理をするものとなっています。

新旧対照表の41ページになります。

第4条につきましては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正となります。特定任期付職員の給与の特例に関する第7条第1項の給料表の改正と平成28年12月期の期末手当の支給率を100分の10引き上げ、年間支給率を100分の315から100分の325とするものとなっております。

新旧対照表の43ページです。

第5条につきましては、平成29年度以降の任期付職員の期末手当について改めるもので、6月期、12月期においてそれぞれ100分の162.5とし、年間の支給率を100分の325とするものです。

新旧対照表の44ページです。

第6条については、水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正となります。

第6条で扶養手当の部分について、一般職と同様に改正するものでございます。

改正条例の附則の部分でございます。

附則の第1項は、施行期日を定めるもの、第2項は、第1項第1号中の第1条、第4条のうち期末勤勉手当に係る部分以外と第6条の適用日を平成28年4月1日とし、本年12月期の期末勤勉手当に係る部分について、適用日を平成28年12月1日とするものです。

第3項は、改正前に支給された給与について内払いとみなして、改正後の差額を後日支給できるようにするものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第10号、第11号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 渡邊 満 登壇）

○税務課長（渡邊 満） それでは、議案第10号、第11号につきまして補足説明を申し上げます。

まず、議案第10号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、所得税法等の一部を改正する法律の改正により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の施行例等の一部を改正す

る政令が平成28年5月25日に公布され、平成29年1月1日より施行されることに伴い、旭市税条例を改正する必要性が生じたので、旭市税条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

それでは、お配りしてあります旭市税条例新旧対照表をお願いします。

45ページをお開きください。

附則第20条の2 特例適用利子及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例については、所得税法の改正に伴い、特例適用利子等の額、または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するものです。

新旧対照表の49ページをお開きください。

附則第20条の3 条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例については、附則第20条の2を新設することに伴う条ずれで生じたものです。

続きまして、議案第11号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案第10号と同様に、所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の施行例等の一部を改正する政令が平成28年5月25日に公布され、平成29年1月1日より施行されることに伴い、旭市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたので、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するものです。

新旧対照表の55ページをお開きください。

附則第12項特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例については、市民税で分離課税される特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものであります。

新旧対照表の56ページをお開きください。

附則第13項特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例については、市民税で分離課税される特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものであります。

附則第14項、15項については、附則12項、13項を新設することに伴う項ずれで生じたものです。

以上で、議案第10号、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、市民生活課長、登壇してください。

(市民生活課長 大木廣巳 登壇)

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、議案第12号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数10名のうち1名が平成29年3月31日に任期満了となるため、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

推薦したい方は、旭市下永井780番地にお住まいの宮本英一氏、昭和23年11月29日生まれの方です。

宮本英一氏は、平成23年から人権擁護委員として積極的に活動されており、温厚誠実な人柄で地域での信望も大変厚く、委員として適任の方ですので、引き続き推薦するものです。

なお、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

また、委員の任期は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間となります。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明は終わりました。

○議長（平野忠作） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は12月6日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時13分